

継続費繰越使用の報告について

平成23年度藤沢市一般会計継続費の繰越使用について、別紙繰越計算書のとおり報告する。

2012年（平成24年）6月6日提出

藤沢市長

鈴木恒夫

報告理由

平成23年度藤沢市一般会計継続費を繰越使用するので、地方自治法施行令第145条第1項の規定により報告する。

参考

地方自治法施行令 抜粋

（継続費）

第145条 継続費の毎会計年度の年割額に係る歳出予算の経費の金額のうち、その年度内に支出を終わらなかつたものは、当該継続費の継続年度の終わりまで繰り越して使用することができる。この場合においては、普通地方公共団体の長は、翌年度の5月31日までに継続費繰越計算書を調製し、次の会議においてこれを議会に報告しなければならない。

平成23年度藤沢市一般

款	項	事業名	継続費の 総額	平成23年度継続費予算現額		
				予算計上額	前年度繰越 繰越額	計
9 土木費	4 都市計画 費	辻堂駅周辺 地域都市 再生事業 (辻堂駅改良 事業)	4,147,330,000	855,570,000	308,250,638	1,163,820,638
		辻堂駅周辺 地域都市 再生事業 (辻堂駅西口 南側整備事 業)	520,885,000	450,102,000	920,899	451,022,899

会計継続費繰越計算書

(単位 円)

支出済額 及び 支出見込額	残 額	翌年度通次 繰越額	左 の 財 源 内 訳			
			繰越金	特 定 財 源		
				国県支出金	地 方 債	その他
732,593,000	431,227,638	431,227,638	139,823,296	142,442,154	36,600,000	112,362,188
286,614,000	164,408,899	164,408,899	6,153,050	56,144,619	15,500,000	86,611,230